

長野県アイスホッケー連盟 次期役員候補者選挙

告 示

長野県アイスホッケー連盟会則第13条、第14条、第17条及び第19条に基づき、次期役員候補者の選挙を下記により実施します。

令和5年7月7日

選挙管理委員長 頓所 文明

記

1 選任する役員数

会長 1名、副会長 2名、理事 12名、監事 2名

2 立候補の届出

(1) 立候補の資格

ア 原則として、立候補者は公益財団法人日本アイスホッケー連盟に登録された者でなければならない。

イ 公益財団法人日本アイスホッケー連盟に登録されていない者であっても立候補はできるが、役員に選任された場合は、速やかにその手続きをとらなければならない。

(2) 届出の手続き

立候補する者は、個人調書((3)に記載)を添えて、次期役員候補者選挙管理委員会(連盟事務局)に届け出なければならない。

届け出は、長野県アイスホッケー連盟ホームページの専用メールフォームから行うか、同ホームページから様式をダウンロードして、メール又は郵送で送付するか、いずれかの方法で行うことができる。

ただし、事情ある場合には、選挙管理委員会に文書で申し出の上、代理人によって手続きすることができる。

(3) 個人調書

所定の様式に、氏名、生年月日、略歴、入会年、所信(400字以内)などを記載するものとする。

【申込み専用メールフォーム】

<https://www.icehockey-nagano.jp/senkyoform>

パスワード：senkyo

【ダウンロード先】

<https://www.icehockey-nagano.jp/senkyo>

パスワード：nagano

(4) 届出期間

令和5年7月7日(金)から7月28日(金)まで

郵送の場合は、書留にするなど安全を図った上、この期間中に選挙管理委員会(連盟事務局)に必着のこと。

(5) 届出の宛先

長野県アイスホッケー連盟事務局

〒380-0935 長野市中御所1丁目53(株)ながのアド・ビュー口内

電話 026-228-9209

e-mail info@icehockey-nagano.jp

(6) 問い合わせ

同上

3 立候補者名簿の記載順序

選挙管理委員会が抽選により定める。

4 立候補受付状況の公開

立候補届出者の氏名は、連盟事務局及び連盟ホームページで随時公開する。

5 投票

(1) 投票期日

令和5年8月26日(土)に開催する通常総会において投票する。

(2) 投票会場

更北公民館 集会室

(3) 投票方法

代議員による無記名投票。投票用紙は通常総会の席上で配布する。

投票方法の詳細は通常総会の席上で説明する。

6 開票

通常総会の席上で即刻開票する。

開票結果は、連盟事務局及び連盟ホームページに掲示する。

長野県アイスホッケー連盟 会則（抜粋）

（会 長）

第 13 条 会長は、総会で選任し、就任と同時に理事となる。

2 会長は、本連盟の業務を統括し、本連盟を代表する。

（副会長）

第 14 条 副会長は、総会で選任し、就任と同時に理事となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（理事長）

第 15 条 理事長は、理事の互選とする。

2 理事長は、本連盟の業務を掌理し、会長、副会長ともに事故あるときはその職務を代行する。

（副理事長）

第 16 条 副理事長は、理事の互選とする。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

（理 事）

第 17 条 理事は、次の各号に掲げる者の中から総会で選任し、会長が委嘱する。

（ 1 ）日本連盟の登録、登記者

（ 2 ）本連盟の事業に協力される事業所等の関係者

（ 3 ）会長が指名した者

2 理事と代議員とを兼ねることはできない。よって、代議員が理事に選出された場合は、直ぐに替わりの代議員を選出しなければならない。

（代議員）

第 18 条 代議員は、別に定める細則に基づき、本連盟に登録する各チーム、ブロックごとの登記会員及び地域を統括する関係競技団体から選出するものとする。

（監 事）

第 19 条 監事は、総会で選任し、会長が委嘱する。

2 監事は、本連盟の業務及び会計を監査する。